

御意見の要旨と本市の考え方

1 総合的意見（18件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護をより厳しく徹底する内容になっており、見直しにより良い条例になることを期待している。 	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに関しては、引き続き慎重にしてほしい。 個人情報の漏えい対策を十分に行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例では、個人情報の収集の制限、利用、提供の制限、電子計算機処理の制限など個人情報を厳格に取り扱い、保護する規定を既に設けております。今回の改正は、特定個人情報の保護を万全にしようとするものであり、今後も更なる、個人情報保護の徹底を図ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 他都市の事例なども参考にして慎重に進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 他都市の事例も参考にし、特定個人情報の適正な利用と保護に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 条例の見直しを行わなければ個人情報保護の整合性が取れないという時点で、今までの条例は何だったのかという疑問を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例では、個人情報を厳格に取り扱い、保護する規定を既に設けておりますが、番号法の制定により、特定個人情報に関する規定が新たに設けられたため、条例に特定個人情報に関する規定を加えようとするものです。

2 「特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由を、厳しく制限します」に対する御意見（11件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由を厳しく制限することは、安心につながる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が提供先で目的外利用がされない保証はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供先は行政機関等に限られており、提供された機関においても、番号法により目的外利用が厳しく制限されます。
<ul style="list-style-type: none"> 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは何か、具体例を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、「認知症で意思が確認できない場合や事故で意識不明の場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき」などを考えております。
<ul style="list-style-type: none"> 所得制限がある福祉施策等で、配偶者や扶養義務者の所得を調査する必要がある場合であっても、同意がなければ、職権では調査しな 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項又は第2項に規定するマイナンバーを利用できる事務であれば、番号法に定める情報の範囲内で調査することができます。

いということか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用、提供の制限について、どのようなことに注意し見直しをするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用については、条例に目的外利用できる理由を厳しく制限する規定を定めたいと考えています。特定個人情報については番号法第19条において提供できる情報が限定列挙されており、その規定は直接自治体にも適用されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時等の速やかな対応のため、番号法第9条第4項に基づく目的外利用を追加すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第4項は、災害時に預貯金を払い出す場合などで、マイナンバーで検索できるようにするための規定ですが、本市においては、金融機関を保有していないため、同規定に基づく目的外利用を追加する必要はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・条例第8条を見直し、特定個人情報の目的外利用を制限するならば、条例第6条第2項の「本人から収集しなければならない」に関連する部分も適正に改正すべきではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法に定めのある特定個人情報の収集については、第6条第2項第1号「法令に定めがあるとき」が該当するため、条例第6条について改正は必要ありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用の制限については、現行の規定のままでも運用は可能ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由は、「人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる」場合であって、なおかつ「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定するものであるため、改正する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時個人情報が必要な場合にも、手続きに時間が掛かるため、現状のままで良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に迅速に対応するための規定であり、ご心配いただいているような事態はないものと考えます。

3 「情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供を義務付けられたことに伴う規定整備を行います」に対する御意見（17件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・番号法に対応するために、障害情報などのセンシティブ情報をオンラインで結ぶことに対して、見直すのは良いことだと思う。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン処理について、不正や犯罪に利用されない仕組みや法的整備をしてほしい。 ・オンライン回線を専用線にする、信号を暗号化するだけでは、十分な安全措置とは言えないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムは総務省が管理するものであり、総務省において「情報提供ネットワークシステムにおいてマイナンバーは一切用いず、マイナンバーに代えて符号を用いる」「データはセキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物、部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーを設置した部屋には、監視カメラを設置する」などといったセキュリティ対策が取られ、適正に管理されるものと考えておりますが、本市においても、セキュリティ対策の強化を図ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス記録を確認できるような仕組みが必要ではないか。 ・特定個人情報が提供された場合、希望者にメールで連絡できないか。 ・自分にはわからないところで、特定個人情報がどのように取り扱われるか不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国により、御自分の特定個人情報の提供先等を個人のパソコン等から確認できる「マイ・ポータル」が構築される予定です。
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン処理については、定期的に適切な運用がされていることを、何等かの形で明記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法により、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシーの保護に対して、適切な措置を講じることを「特定個人情報保護評価書」により公表するよう定められており、この評価書は定期的に見直すものとされています。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供の際、法令に定めがあれば、本人が同意しない場合でも、全ての項目の個人情報を提供するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法で提供が求められる情報は法令で限定列挙されており、この規定以外の情報が提供されるものではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報については、審議会の意見聴取の規定はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な範囲を超えて、特定個人情報の電子計算機処理が行われないようにするとともに、その漏えいを未然に防ぐ必要があるため、電子計算機処理をするに当たって、審議会の意見聴取を必要とする現行の仕組みを維持します。

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳に関する情報は、紙ではなくシステムで管理しているように思うが、原則禁止のはずが本末転倒ではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳に関する情報などセンシティブな情報の電子計算機処理については、原則禁止としており、情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときはその限りではないと規定しております。障害者手帳に関する情報について電子計算機処理をしているものもありますが、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると判断したものです。
--	---

4 「特定個人情報については利用停止請求できる事項を追加します」に対する御意見（6件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報について、利用停止請求ができる事項が追加され、安心につながった。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用停止請求ができる場合は、どのような場合か例示をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを利用することができない事務において、マイナンバーを利用した場合は、利用停止請求をすることができます。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会があったことが分からなければ利用停止請求ができないと思うが、照会があった旨の通知や履歴の閲覧の制度はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国により、御自分の特定個人情報の提供先等を個人のパソコン等から確認できる「マイ・ポータル」が構築される予定です。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用停止請求ができる事項を、更に増やすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正において、法令に違反する取扱いは全て利用停止請求ができることとなりますが、法令の規定違反以外にも、利用停止請求をできるようにすることはできません。

5 「特定個人情報について任意の代理人を頼んで情報の開示等を求めることができるようにします」に対する御意見（30件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・任意代理人による請求ができるのは便利でありがたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報についても、現行どおり任意代理人による請求は認めるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーが利用される社会保障・税の分野の手続は、専門家である税理士や社会保険労務士などに手続を委任することが多いことなどから、国と同様に、これらの分野に限

	り、任意代理人による請求を認めるものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・なりすましなどによる個人情報の漏えいがないよう、きちんと対策を取ってほしい。 ・任意代理人による請求があった場合に、それを本人に通知する仕組み等の対策を講じてほしい。 ・行政書士や司法書士などによる、不正請求や詐欺事件が懸念されるため、厳格な手続を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な確認方法は検討中ですが、請求の際に委任者の本人確認書類（運転免許証など）の写しを提示していただくことや、委任者に直接確認又は通知を行うことにより、委任の意思を確認するような方法を考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・任意代理人による請求を、個人情報の開示請求にまで拡大することがないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報以外の個人情報については、これまでどおり、任意代理人による開示請求を認めないこととします。
<ul style="list-style-type: none"> ・任意代理人について、成年後見人が情報開示を求めることはできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人は、従来から成年被後見人に代わって個人情報開示請求ができることとなっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求等にも任意代理人を認める必要性が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求で得た特定個人情報に誤りがあるとして訂正請求をされることも考えられるため、訂正請求等においても、任意代理人による請求を認める必要があります。

6 「開示手数料はこれまでどおりいただきません」に対する御意見（5件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・開示手数料をこれまでどおり徴収しないのはありがたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・開示手数料は徴収してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の情報を確認するための制度であるため、開示手数料の徴収はふさわしくないものと考えます。

7 その他（マイナンバー制度に対する御意見・御質問など）（46件）

主な御意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・区役所に提出する証明書などが省略できることになれば、大変便利だ。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度により便利になるかもしれないが、番号が流出した際の対応や、影響についてどのように考えるのか。 ・特定個人情報の保護が厳しくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の導入により、公平・公正な社会の実現や利便性の向上が期待されており、実現に向けてしっかりと取り組むとともに、情報の管理は、極めて重要であり、制度面、システム面の両面から個人情報の保護

<p>ことで、必要な情報共有や手続等に支障が出ないようにしてほしい。</p>	<p>を徹底してまいります。</p>
<p>・マイナンバー制度が導入された後のセキュリティがどのように保護されるかが知りたい。</p>	<p>・外部からの攻撃や、コンピューターウイルス感染による情報漏えいを防ぐため不正接続防止システム・侵入検知システム・ウイルス対策ソフト等を導入するとともに、不正な操作を防ぐため、操作履歴を記録する等のセキュリティ対策を講じています。</p>
<p>・マイナンバー制度の導入で行政の効率化が進めば、人員削減を行ってほしい。</p>	<p>・本制度の効果として、行政運営の効率化が期待されているところであり、市民サービスの向上と併せ、総合的に検討する必要があります。</p>
<p>・個人情報を一元化する国民総背番号制で、国家による国民情報の統制につながる管理の強化だ。</p>	<p>・マイナンバー制度の導入により、行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約することはなく、個人情報は、従来どおり各機関で分散管理を行います。</p>
<p>・個人番号カードに貯金や資産情報などが組み込まれプライバシーの侵害だ。</p>	<p>・個人番号カードには、プライバシー性の高い情報は搭載されません。 現在の法令では、預貯金や資産情報が個人番号カードに組み込まれることはありません。</p>
<p>・マイナンバー制度には反対である。便利になると言われるが、住基カードの時も、どれだけ効果があったのか。</p>	<p>・住基カードは、公的な身分証明書として使用できるほか、税申告などの行政手続がインターネット上で行うことができるなどの利点があります。 今後、住基カードに代わるマイナンバー制度の導入により、行政の窓口手続の際の添付書類の削減など、ますますの利便性の向上が期待されますが、具体的な利活用につきましては、現在、国において検討されているところです。</p>
<p>・一人一人の存在を確認し、戸籍が有効なものかを確認してから、マイナンバーの番号を通知するべきである。</p>	<p>・マイナンバーについては、住民票のある方に対して、住民票に記載された住民票コードを変換して生成し、指定するとともに、通知カードにより通知することとされています。 住民票があるにもかかわらず、居住されて</p>

	いないなどの理由でマイナンバーを通知できない方がおられた場合の取扱いについては、現在、国において検討されているところです。
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を取り扱うリスクを考え、使用実績の記録管理、定期的な監視が徹底されるシステムを反映してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の管理は、極めて重要であり、制度面、システム面の両面から個人情報の保護を徹底してまいります。 番号法により、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシーの保護に対して、適切な措置を講じることを「特定個人情報保護評価書」により公表するよう定められており、この評価書は定期的に見直すものとされています。
<ul style="list-style-type: none"> 不要なマイナンバーの収集がないよう、また収集した後の情報の管理など、慎重に行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの収集や管理について、適切に行うよう、運用を徹底してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを他人に知られることにより、悪用されたりする危険性はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの利用においては、なりすましができないよう、利用する際に厳格な本人確認と、通知カードや個人番号カード等番号を証明する書類をもって確認することとしております。
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの導入後に、自分の番号が他人に悪用されないよう、きちんと制限してほしい。 不必要な情報の利用は防止してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの利用範囲は税、社会保障等の分野に限定されており、利用できる事務も番号法により限定列挙されています。法令に基づいた適切な取扱いとなるよう、運用を徹底してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを紛失した場合等の安全対策にしっかりと取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの紛失、盗難等の対応や再交付時の対応については、現在、国において、不正利用防止の観点から対応を検討されています。
<ul style="list-style-type: none"> 実際にシステムを扱う再委託先などの社員に、個人情報ははじめとする情報の保護をどのように担保するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法においては、委託元の許可がなければ再委託ができないこととなっており、委託業者との契約、監査等を通じて、適切な管理に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークを用いる情報については、番号法第30条における行政機関個人情報保護法等の読替えに合わせて、条例においても次のとおりとすべきである。 (1) 目的外利用を一切禁止するこ 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘いただいた点については、番号法の制定に伴う規定整備として、改正を行う予定です。

<p>と。</p> <p>(2) 利用停止請求を認めないこと。</p> <p>(3) 訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知すること。</p>	
<p>・今後、民間企業との情報連携はあるのか。</p>	<p>・民間企業との情報連携については国において検討されている段階であり、不明です。</p>
<p>・家のパソコンから個人情報を手軽に参照できたり、コンビニ等で証書の発行ができたりと目に見えたサービスの提供を行ってほしい。</p>	<p>・国において、自宅のパソコン等で自身の個人情報を確認できる機能「マイ・ポータル」について検討されているところです。本市においても、利便性の向上に向けて、様々なサービスの提供について、検討を進めてまいります。</p>
<p>・内部運用でのミス防止対策、悪意ある閲覧や情報持出しに対する厳しい罰則が必要ではないか。</p> <p>・不正があった場合に、個人だけでなく実施機関も厳罰に処す必要があるのではないか。</p>	<p>・番号法には、特定個人情報ファイルを正当な理由なく提供した場合には、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されるなど、本市の条例より厳しい罰則が定められ、番号法の違反には、その罰則が適用されます。</p>
<p>・今後、マイナンバー制度の周知をしっかりと行ってほしい。</p>	<p>・マイナンバー制度について、市民の方々に分かりやすくしっかりと広報を行っていくことは大切であると考えており、様々な広報手段を用いて、周知をしてまいります。</p>
<p>・意見募集期間が短い。少なくとも6箇月程度は必要である。</p>	<p>・本市における市民意見募集期間は、30日を標準にするよう定められており、30日の募集期間としました。</p>
<p>・条例が施行されるまでに、十分な職員研修等を行い、誤った取扱いがないようにしてほしい。</p>	<p>・マイナンバーの取扱いにおいては、正確な事務手続を行う必要がある一方、例えば法に定めのない業務でマイナンバーを収集してはならない等、法で禁じられていることがあるため、職員一人一人が制度に対する認識をしっかりと持つ必要があると考えており、十分な職員研修等を行い、誤った取扱いがないよう努めてまいります。</p>